

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

令和元年度第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年11月20日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	3番	岩井	治子
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	世良	正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
書記	内田	直人

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
都市整備課 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第6回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。4番橋川委員、5番菅尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。○○○ ○沿いにある○○○○○○を○○方面に200m進み、右に曲がって大池をさらに下ったあたりの1筆となります。所有者の○○○○さんが亡くなられ、相続人が不在であったことから、相続財産管理人となった司法書士の○○○○さんが相続整理をされておられましたが、この度、農地として活用されたいとの申出があり、売買により所有権移転をされることとなりました。譲受人はこれまでも約3,000㎡を耕作しており、本町の下限面積の10アールを満たしております。また、この度の農地は既に所有されている農地に隣接されていることから、農業の継続性という点でも問題はないと思っております。現状の地目としては、山林のような状態となっておりますが、現在耕作している他の農地と同様に果樹園として活用される計画をしておられます。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。○○委員をお願いします。</p>
○○委員	<p>11月11日に事務局と現地を確認しました。場所については、事務局説明のとおり、○○○○を○○方面に約200m進み、右に下ったところにある大池周辺の農地となっています。周囲には空き家が2、3件ほどありま</p>

	<p>した。今回申請の農地は事務局説明のとおり山林のような状態で農地として利用するには時間がかかるのではないかと考えていますが、譲受人の方は、隣接する農地で耕作をされておりバックホーも所有されているようです。現在耕作されている農地では主に果樹をされているようですが、ここについても以前は山林のような状態であったのを少しずつ耕作されて農地として再生されているようで、今回も時間がかかるとは思いますが、問題はないと考えております。心配なのは、周囲に人気が無く山林に覆われていることもありイノシシが住み着いておるよう感じられました。今後も譲受人のような方が増え荒廃農地等を整備されることが重要と感じています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 2、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号の農地法第 5 条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇〇〇から〇〇〇〇を過ぎて 100m ほど〇〇方面に直進した道路沿いの土地となります。当該農地については、現在休耕中であり、今後も耕作の見込みがないため、所有者の相続人となられる方に住宅用地として贈与されるということです。当該地付近は住居も多く、周囲の農地に影響を与えることも無いと思われまます。また、資金計画についても妥当なものとなっております。問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告</p>

	ならびに補足説明を求めます。〇〇委員お願いします。
〇〇委員	<p>事務局と11月15日に現地を確認しました。</p> <p>譲渡人の孫である譲受人の方が住宅を建築するための転用ということのようです。当該地は敷地毎に段差があり、擁壁等もついてあり隣接する農地との境界もはっきりしていました。現状、耕作をされている場所のうち、住宅用地として使用する部分だけを分筆されたようで、最低限の転用となっています。</p> <p>また、道を挟んで向かい側は市街化区域となっており、道路に面した農地でもあることから他の農地に影響を及ぼすようなこともないと思えますし、問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」及び日程第4 報告第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	(日程第3 報告第7号 及び 日程第4 報告第8号 説明)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	<p>次回の農業委員会は12月20日(金)午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については12月9日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第6回熊野町農業委員会を閉会します。</p>